

町村合併説明会資料

留寿都村・喜茂別町合併協議に向けて

平成20年8月8日(金)午後6時00分～

役場大会議室



《開催主旨》

町では、市町村合併特例新法の期限を平成22年3月末に控え、これまで期限までに合併を目指す意向である真狩村・留寿都村との検討を行ってまいりました。

5月に正式に真狩村が3町村合併を断念したことから、意を同じくする留寿都村に呼びかけ、正式な協議会発足に向けた課題の整理を行ってまいりました。

これまで整理を行ってまいりました合併した場合の財政シミュレーションや新たな町の名前や位置などの考え方について町民に説明し、2町村合併への理解と協力をお願いするものであります。

《日 程》

- 開会
- 町長あいさつ
- 経過説明
- 質疑応答
- 閉会

喜茂別町

・・・経過・・・

平成18年12月25日

真狩村・留寿都村へ本町より合併協議の申入れ

平成19年 5月 3町村の合併担当課長、後志支庁主幹等による単独運営の場合と合併した場合の財政シミュレーションの検討を行う

平成19年 9月 財政シミュレーション策定、各議会へ単独運営では財政的に困難であり合併した場合には効果が期待できる旨報告を行う

平成19年11月 本町のまちづくり懇談会において3町村合併に係る経過説明実施

平成19年12月～平成20年1月

両村でまちづくり懇談会を開催し、両村議会で合併問題特別委員会を設置

平成20年 3月 3町村による合併問題連絡会議（会長喜茂別町長）を設置し協議会設置に向けた課題について整理を行う

平成20年 4月 真狩村議会特別委員会が3町村合併協議に参加しないことを確認

平成20年 5月 真狩村議会臨時会において真狩村長が3町村合併協議への参加を正式に断念することを表明（20日）
3町村合併問題連絡会議にて真狩村長より議会での経過説明を受け、連絡会議を解散
喜茂別町長・議長から留寿都村・留寿都村議会に合併協議を申入れ（21日）

平成20年 6月 留寿都村・喜茂別町合併問題検討協議会設置、第1回協議会（9日）
2町村議会合併セミナー（12日）

平成20年 7月 第2回協議会...単独財政シミュレーション・合併基本4項目（3日）
第3回協議会...合併財政シミュレーション・合併基本4項目・事務事業一元化調整（16日）
喜茂別町議会特別委員会（18日）
留寿都村議会特別委員会（28日）
両町村議会臨時会...合併協議準備経費議決（29日）

平成20年 8月 第4回協議会...検討協議会の検討・法定協議会設置に向けたスケジュール等を確認（6日）

単独財政シミュレーション

【シミュレーションから見られる特徴なこと】

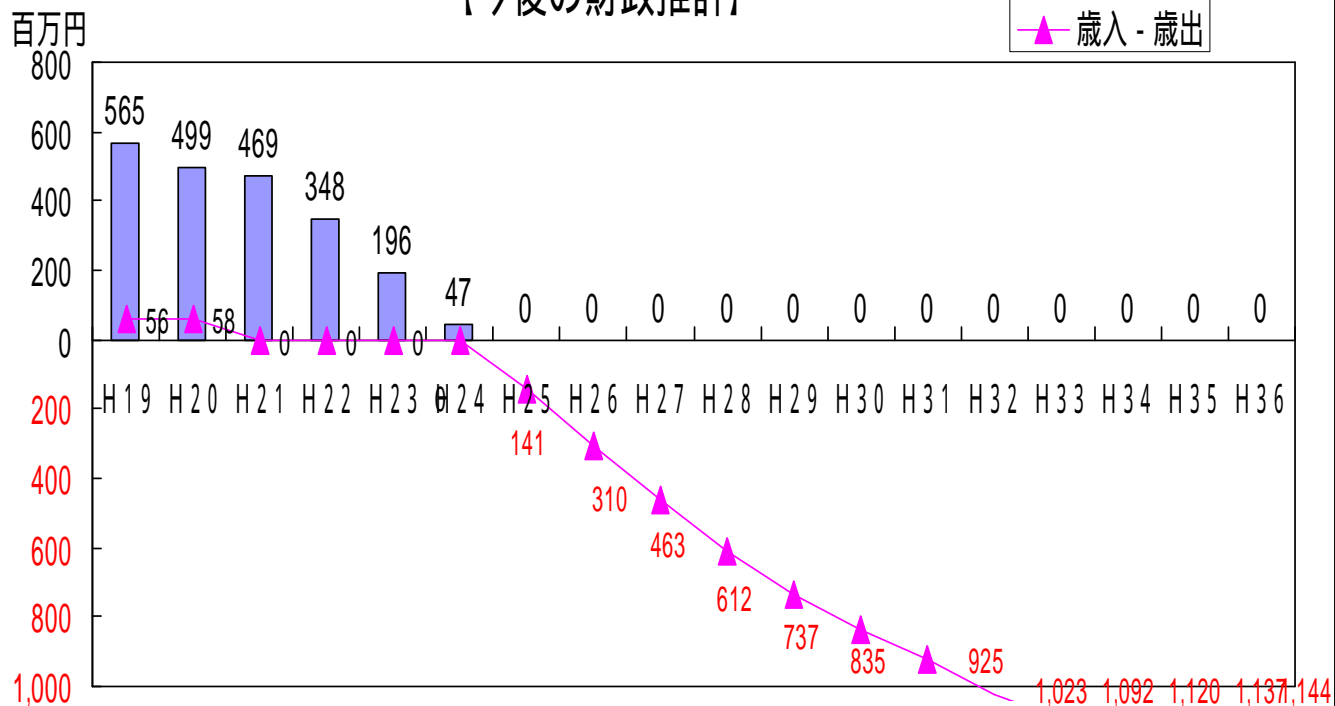
- ・収入よりも支出が上回り、貯金（基金）も平成 25 年度には残高が 0 円となります。
- ・収入の多くを占める地方交付税については、推計よりも増えることは困難な状況です。支出を減らさなければ赤字を無くすことはできませんので、大幅な建設事業の抑制、住民サービスの削減を行うとともに、収入でも各種使用料の値上げなど住民負担の増が必要となると思われます。
- ・職員数は、平成 21 年度末に 55 名体制とし、その後平成 30 年度まで定年退職後補充率を 50%（2 人退職に対し 1 人補充）として推計しています。職員数は 42 名となり、住民サービスの維持や地方分権への対応が懸念されます。

シミュレーションの主な前提条件 (平成 20 年度から平成 36 年度まで)

歳入		歳出	
項目	説明	項目	説明
市町村民税	固定資産税評価替による減額見込む	人件費	職員補充率により職員数を算出
地方交付税	推計人口減少分見込む	扶助費、物件費、補助費等	集中改革プランによる行革努力を反映した額で積算
その他一般財源	平成 20 年度見込額で推移	物件費	同上
国・道支出金	平成 20 年度見込額で推移	維持補修費	同上
地方債	普通建設事業充当起債分計上。給食センター建設費両町村で計上。	普通建設事業費	現時点で明らかなものを計上

人口と推計 平成 17 年国勢調査 2,707 人 平成 22 年推計 2,520 人
平成 27 年推計 2,344 人 平成 32 年推計 2,157 人

【今後の財政推計】



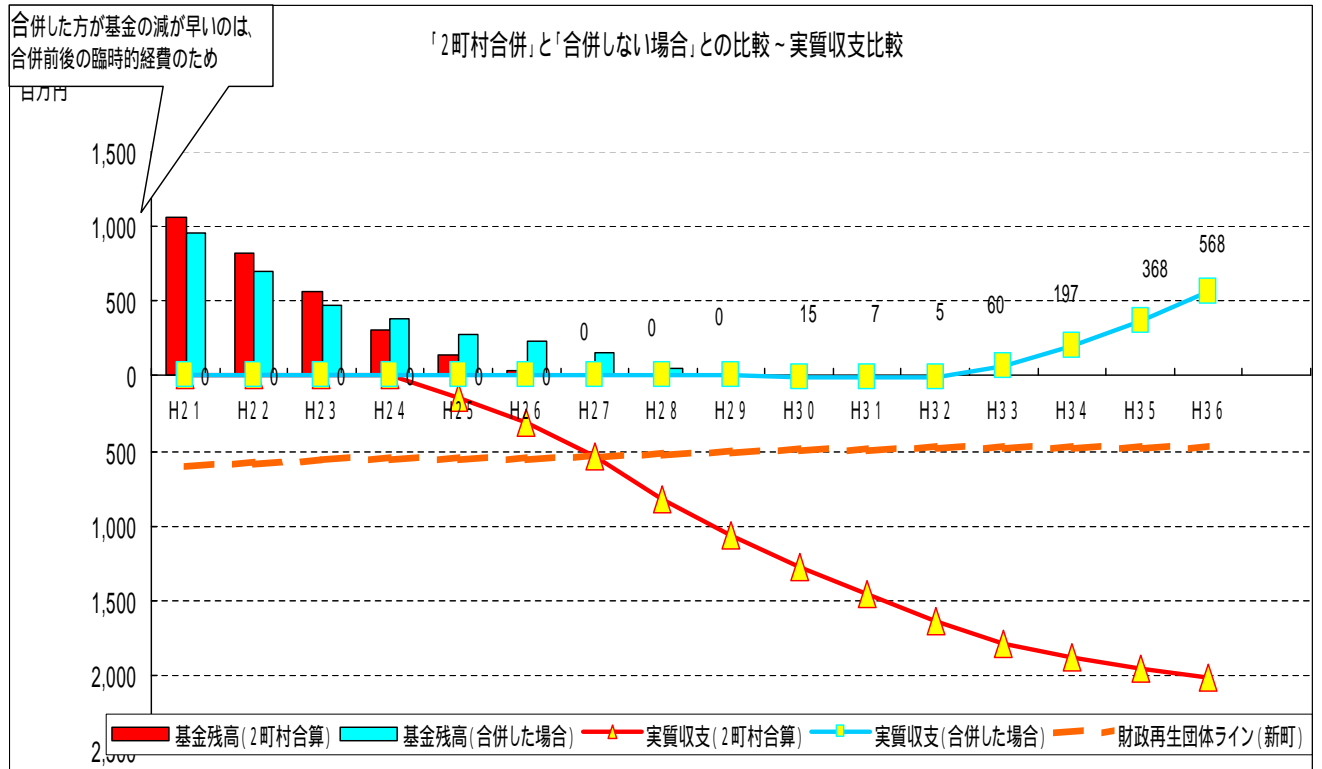
留寿都村・喜茂別町の合併シミュレーション

【シミュレーションから見られる特徴なこと】

- ・基金は平成 30 年度に残高がなくなりますが、単年度収支は平成 31 年度から黒字に転じ、平成 33 年度からは累積でも黒字となり、その後も黒字基調で推移します。
- ・交付税は合併後 5 年間は合併算定替により合併前の町村が存在したものとして算定され、その後 5 年間をかけて一本算定に段階的に削減となりますので、行革努力は継続的に行っていく必要があります。
- ・職員数は定年後補充を原則的に平成 30 年度まで行わず、その後平成 36 年度まで補充率を 20%（5 人退職した場合 1 人補充）として推計し、職員数は 57 名となり、人口の同じくらいの町とほぼ同じくらいの職員数となります。

シミュレーションの主な前提条件 (平成 20 年度から平成 36 年度まで)			
歳入		歳出	
項目	説明	項目	説明
市町村民税	単独推計合算額	人件費	職員補充率により職員数を算出
地方交付税	合併補正 5 年間、激変緩和措置 5 年	扶助費	単独推計合算額
その他一般財源	単独推計合算額	補助費等	合併 5 年後で 1 割縮減
国・道支出金	同上	物件費	合併 10 年後で 1 割縮減
地方債	同上、ただし単独推計で両町村で重複するものは 1 町の見込額を計上	維持補修費	同上
		普通建設事業費	現時点で明らかなものを計上

人口と推計 平成 17 年国勢調査 4,872 人 平成 22 年推計 4,590 人
平成 27 年推計 4,316 人 平成 32 年推計 4,034 人



《まとめ》

財政シミュレーションを見てみると、合併をしないで単独町の場合は、収入を基金で補てんできる期間が短くなり、基金を全部取り崩した後は、累積赤字がどんどん膨らむという大変厳しい状態となります。また、平成26年度くらいには財政再生団体となることも想定されます。

さらに、職員数については平成22年度までに55名体制とする集中改革プランを推進しており、現状よりもさらに職員数を削減することになりますが、それによって、住民サービスの維持、これまでのまちづくりを継続的に行っていくこと、地方分権に対応していくことなど、基礎自治体として存立していくことが、大変困難な状況になるものと思われます。

反対に、合併した場合は、合併後も当面数年間は収入よりも支出が上回る状況となり、貯金（基金）を取り崩す状況となりますが、5年間は普通交付税の合併算定替により合併した町村が合併後も存在したとして算定した合算額が保障され、その後一つの町として算定された額に段階的に削減する激変緩和措置も5年間で行われ、特別交付税も合併に係る経費分が見込まれることから、急激な歳入減少は避けられます。また、支出は人件費をはじめ、物件費、補助費、繰出金など合併による効率化が図られることが想定されることから、収支の赤字分を基金で補っていく状況は、平成30年度まででその後は黒字基調に転換していきます。

さらに職員数も当面は余裕が生まれますので、地方分権への対応や広域連合への積極的な派遣など、これまでのまちづくりを継続しつつ、新たな課題への対応が可能であると思われます。

合併基本 4 項目の基本的な考え方

(1) 合併方式について

合併の協議に当たっては、各町村がお互いの地域特性や歴史、これまでのまちづくりの方向性などを尊重するとともに、旧町村単位での役割や機能分担を明確にしなが
ら、新町における新しいまちづくりを進めていくことが必要となる。

2 町村は、人口規模、行政体制が比較的類似していること、歴史的沿革、地勢的観
点からも共通する点が多いこと等の理由から、合併方式については、2 町村対等によ
る「新設合併」が望ましいものと考えられる。

(2) 合併の時期（期日）について

2 町村の合併を考えるに当たって、2 町村の置かれている状況や現行の合併特例法
（合併新法）のもとでの支援措置の適用などを判断すると、合併時期（期日）は、平
成 22 年 3 月までの現行特例法の期間中とすべきである。

そのうえで、具体的な時期については、合併申請の手続きや合併準備に要する期間、
さらには新町への円滑な業務の移行等を勘案して、適切な期日を設定すべきである。

(3) 新町の名称の決定方法について

新町の名称の決定については、合併協議会において、住民意見の反映等の要素も含
め、慎重に検討する必要があると考えられるが、2 町村による合併が新設合併（対等
合併）となることを想定すると、新町の名称もそれに相応しく現在の町村名（留寿都
村・喜茂別町）を使用せず、新たな名称とすることを基本に検討することが適切であ
ると考えられる。

また、その候補としては、2 町村の経緯及び知名度の高さを勘案し、ルスツ町が望
ましいと考えられる。

(4) 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置については、新町の根幹を定める極めて重要な課題であるため、
合併協議会において、住民の利便性や行政機能などに十分に配慮して決定するもの
とする。

ただし、高齢者等など住民への行政サービスを合併前と同様に維持していく必要性
や、現在の 2 町村役場庁舎いずれかにすべての組織・人員を集約することが物理的に
困難であること、さらには業務処理の効率性などを総合的に勘案すると、現在の両庁
舎の活用を前提とした「分庁方式」を基本に、各分庁舎に「総合住民サービス・相談
窓口」を設置することにより住民の利便性に十分配慮した事務所のあり方について、
合併の先行事例も参考にして慎重に検討する必要がある。また、その場合、現在の両
庁舎（議会議場を含む）の面積及び建築時期等から、現留寿都村庁舎を本庁舎とす
ることを基本に検討することが適当であると考えられる。

合併協議にあたっての調整方針

1 合併協議会の性格及び役割

留寿都村・喜茂別町による合併協議会は、合併特例法（新法）の期限内（平成22年3月末）での合併を前提とし、合併による新たなまちづくりを展望する協議会である。

このため、遅くとも平成21年3月末までに、必要な項目について協議を行う。

2 合併協議の基本的な進め方

2町村が現在行っている各種の行政サービス等については、これまでの長い歴史の中で、それぞれの地域性、独自性が盛り込まれ、その内容や水準に違いのあることから、新町において、これらの事務事業をどのように進めていくのかを明らかにする必要がある。

このため、合併協議において、次に視点に立って、事務事業の一元化に向けた協議を統一的、体系的かつ迅速に行うこととする。

一体性確保の原則

新町に移行する際、住民生活に混乱をきたすことのないよう、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き又は保健福祉サービスや各種施設利用など町民の生活に直接関わる事項については支障が生じないよう速やかな一体性の確保に努めるものとする。

行政水準均一化の原則

2町村がそれぞれ行っている各種サービスにおいて、差異のあるものについては、住民福祉の向上に最大限配慮し、一元化に必要な調整に努めることとする。

公平負担の原則

地方税、保険料、使用料、手数料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について公平負担の原則に立って調整に努めるものとする。

健全な財政運営の原則

事務事業の一元化に当たっては、後年度の財政負担に配慮し、分権型社会に対応できる健全な財政運営が可能となるよう努めるものとする。

行政改革推進の原則

2町村がこれまで取り組んできた行財政改革の視点に立って、新町の規模に見合った事務事業の見直しに努めるものとする。

合併までのスケジュール（例）

区分	国	北海道	市町村	合併協議会	住民
20.8			議会議決 ・合併協議会の設置		住民説明会
20.9				合併協議会設置 ・市町村基本計画（素案）検討 ・合併協定項目の調整	必要に応じて 住民説明会等 の実施
20.10					
20.11					
20.12				↓	
21.1			議会報告 ・市町村建設計画（素案）	市町村建設計画（案） 公表	
21.2			議会報告 ・市町村建設計画 ・合併協定項目	合併協定項目の決定 ・合併方式、期日、名称、事務所位置、財産、議会議員農業委員会定数任期、地方税、使用料・手数料、各種事務事業の取扱いなど 市町村基本計画 } 決定 合併協定項目 }	
合併の可否を決定					
21.3		合併申請受理 ←	議会議決 合併の調印 合併申請		
21.4			合併準備作業		
21.5					
21.6		道議会議決			
21.7		← 届出			
21.8	S				
22.2		告示		↓	
22.3	合併施行（新町誕生）				